



薬生安発 0325 第 5 号
令和 2 年 3 月 25 日

日本医学会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

再生医療等製品患者登録システムに係る効率的な運用への協力について（依頼）

再生医療等製品の有効性及び安全情報を収集する患者登録システム（以下「再生医療等製品患者登録システム」という。）については、「再生医療等製品患者登録システムへの参加等について（依頼）」（平成 29 年 9 月 28 日付け薬生安発 0928 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知）において、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が当該システムに使用するデータベースを構築し、一般社団法人日本再生医療学会の再生医療等製品に関するデータベースである「National Regenerative Medicine Database」(NRMD/PMS)の一部として運用されることをお知らせしたところです。

今後、承認される再生医療等製品の品目数の増加に伴い、様々な再生医療等製品が医療現場において使用されることが想定されます。現在の再生医療等製品患者登録システムの運用に関しては、診療領域毎に検討されていますが、再生医療等製品患者登録システムの効率的な運用のためには、貴会傘下の分科会が担っている診療領域に関する再生医療等製品患者登録システムの運用について領域横断的に検討することが重要であると考えております。

つきましては、貴会内において再生医療等製品患者登録システムの領域横断的、効率的な運用に関する検討等、再生医療等製品患者登録システムの効率的な運用のために必要な対応について御協力を賜りますようお願い申し上げます。